

II. 暮らしの手続き

1. 堺市で新しい生活を始めるとき／引越すとき

1-1 転入、転居、転出

【住民登録・住居地の変更】

こんなとき	手続きをするところ	もっていくもの
<p><転入> 堺市外から堺市内へ 引越してきたとき</p>	<p>引越してきた日から14日 以内に、住むところの 区役所市民課（16, 17 ページ）へ</p> <p>※妊婦や乳幼児がいる人 は、保健センター（16, 17 ページ）へも連絡</p>	<p>① 引越した人全員の在留カード、特別 永住者証明書</p> <p>② 前の住所の市町村が発行した転出 証明書</p> <p>③ 世帯主の印鑑（もし持っていたら）</p> <p>④ 国民健康保険に加入している人は国民 健康保険証</p> <p>⑤ 国民年金に加入している人は年金手帳</p> <p>⑥ 引越した人全員のマイナンバー（下記 ※）の通知カードまたは マイナンバーカード（個人番号カード）</p>
<p><転居> 堺市内で区が変わる 引越し、同じ区内での引越し</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>上記の①、③、④、⑥</p>
<p><転出> 堺市外への引越し</p>	<p>引越す日までに（すでに 引越した場合は、引越した 日から14日以内に）住んで いた区役所の市民課へ</p>	<p>上記の①、③、④</p> <p>⑤については海外転出の場合に必要</p>

【関連する手続き】

国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当、子ども医療、子どもの入学・転校手続きなどが必要な場合があります。詳しくは、転入、転居、転出の手続きのときにたずねてください。

犬を飼う場合も手続きが必要です。動物指導センター（☎072-228-0168）または各区の保健センター（16, 17ページ）でたずねてください。

※「マイナンバー（個人番号）」について

マイナンバーは、年金・医療保険、雇用保険などの社会保障や、税の申告などの手続きで必要になる番号で、住民一人に一つの番号が通知されます。はじめて日本で住民登録をしたら、約2～3週間でマイナンバーが書かれている通知カードが届きます。

一時帰国などで日本を出国し再入国したときも、以前のマイナンバーを使うこととなります。

原則として生涯同じマイナンバーを使い続けることとなりますので、必要な手続き以外で他人に教えないでください。

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

1-2 ごみの収集

【ごみの出し方】

ごみの種類と出す曜日などを確認し、決まった場所に出しましょう。



日本語 http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/bunbetsu/shigen/

英語 <http://www.city.sakai.lg.jp/english/visitors/handbook/>

中国語 <http://www.city.sakai.lg.jp/chinese/visitors/handbook/>

韓国・朝鮮語 <http://www.city.sakai.lg.jp/korean/visitors/handbook/>

ポルトガル語 http://www.city.sakai.lg.jp/other_languages/portuguese/portuguese/

スペイン語 http://www.city.sakai.lg.jp/other_languages/spanish/spain/

やさしいにほんご http://www.city.sakai.lg.jp/yasashii/yasa_gomi/

【資源とごみの出し方便利帳】

5言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語）があります。

環境業務課（☎072-228-7429）や市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナーでの配布、区役所市民課（16, 17ページ）で転入・転居の届出のときにももらえます。

1-3 水道・下水道

上下水道局お客様センターで下記の届出や問合せができます。

- 水道の使用開始や休止の届出（必ず4・5日前までに連絡してください。）

- 水道料金などの問合せ

- 赤い水が出たとき

※水道工事などにより、水道管の中の鉄さびが流れることがあります。しばらく水を流してきれいになってから使ってください。なお、流してもきれいにならないときはお客様センターに連絡してください。

- 道路上での水もれ、公共下水道のつまりを見つけたときなど

上下水道局お客様センター	
問い合わせ	☎0570-02-1132（ナビダイヤル） ※PHS や IP電話は使えません ☎072-251-1132 FAX072-252-4132
受付時間	平日 8:45～19:00 土・日曜日、祝休日 9:00～17:00 （ただし、赤水などに関するお問合せ、道路上での水もれや公共下水道のつまりなどを見つけたときは24時間受付しています。）

1-4 市営住宅、特定公共賃貸住宅

【入居者募集】

毎年5月、10月、11月に募集します。詳しいことは広報さかいに掲載されます。

問合せ 5月、10月募集は堺市営住宅管理センター ☎072-228-8225

11月募集は住宅改良課 ☎072-228-8113

府営住宅については、大阪府国際交流財団の「Ⅲ. 暮らしと住まい」のページを見てください。

1-5 市税

【個人市・府民税】

毎年1月1日現在、区内に住んでいる人や、区内に事務所などのある人は税金を払ってください。

- ・普通徴収：前年中に所得のあった人は、3月15日までに市民税申告書を提出してください。

その後、納税通知書が送られますので、税金を払ってください。

問合せ 区の市税事務所（16, 17ページ）

注意 平成30年1月4日から、市税事務所は下記の場所に移転します。

市税事務所 〒591-8037 北区百舌鳥赤畑町1丁3-1		
市民税課	堺区・西区	☎072-231-9751
	中区・南区	☎072-231-9752
	北区・東区	☎072-231-9753
	美原区	☎072-231-9754

- ・特別徴収：給与所得者は、毎月の給与から差引かれます。

2. 結婚するとき／離婚するとき

大阪府国際交流財団の「Ⅳ. 在留管理制度・外国人住民基本台帳制度・結婚・離婚」のページを見てください。